

令和2年度 第11回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (28人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
4番 金信正明 委員	5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員
7番 河野正人 委員	8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員
10番 衣笠健一郎 委員	11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員
13番 筏津純一 委員	14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員
17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否について

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議案第63号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第11回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 山田委員、17番 原田委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 1月の農家相談会はありませんでした。

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり4件の申請でございます。番号1につきましては贈与、番号2は公売、番号3と番号4は贈与による所有権移転で、下限面積につきましては、備考欄に記載のとおりです。許可要件を満たしていると考えております。

続いて、議案第59号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否についてでございます。4ページになります。こちらは国有農地の売払いなんですけれども、農地を取得できる資格があるかどうかという適否を審議していただくものでございます。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案8ページから46ページのとおり115件の利用権設定の申し出がございます。それから47ページのとおり所有権移転が1件ございます。

続いて、議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については56ページと追加資料の2件の申請が出ております。

議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定については、58ページのとおり提案させていただきます。毎年の見直しに加えまして、空き家バンクに続いている農地について、1アールに設定するものでございます。

議案第63号 農用地利用配分計画については66ページから67ページのとおり5件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 農地法3条の許可申請につきまして2ページのとおり4件の議案がございますが、4番目の案件について補足の説明をさせていただきます。参考資料がありますのでご覧ください。

2ページの申請番号4番につきましては、渡人が亡くなられ、備考欄に記載しておりますけれども死因贈与ということになります。この場合、農地法の許可がいるのかということで参考資料を付けております。

亡くなられた方からの農地の所有権移転は3つ考えられるかと思えます。1つは相続、それから、遺言で財産を渡す相手を決める遺贈、それと生前に契約で財産を渡す相手を決める死因贈与という方法があります。1番の相続については農地法の許可はいりません。遺贈については、3つの場合が考えられるんですけれども、2番の(1)に書いてありますけれども、法定相続人からの遺言による遺贈という場合は、これは法定相続人ですので農地法の許可はいりません。2番目で遺言で第三者、法定相続人じゃない方へ農地を渡す場合、これは農地法の許可が必要でございます。3番目ですけれども、遺言があつて法定相続人又は第三者の間で遺産分割の協議を行って、その結果農地を承継することになる場合、この場合の農業委員会の許可はいらんという事で。遺言の場合は農業委員会の許可がいる場合といらん場合があります。

今回の死因贈与ですけれども、死因贈与というのは遺言ではなくて生きておられる間にこの方に農地を譲るといふ契約を結ばれた場合、これは法定相続人、第三者関係なく農業委員会の許可がいるということです。このたびは、法定相続人である配偶者なんですけど、生前の契約書も残っておりまして、それを基に死因贈与ということで、農地法の許可が必要だということです。

もちろん農地を農地以外のものとして贈与する場合、これは転用になりますので、いかなる場合にも転用の許可が必要になるということでございます。補足説明をさせていただきました。以上です。

議長 それでは、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮り致します。質疑を求めます。

(なしの声)

議長 ないようですので、3条につきまして異議のない方の承認を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第58号につきましては承認といたします。

議案第59号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否について

議 長 　　続きまして議案第59号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否についてお諮り致します。

事務局 　　5ページをご覧ください。このたび、1月18日付けで中国四国農政局長より農業委員会会長宛に、〇〇の〇〇〇さんが国有農地を取得するにあたり3条許可が得られるものであるかどうかという照会がございました。4ページをご覧ください。取得予定地は〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番、田、870㎡の農地でございます。〇〇さんにつきましては耕作面積が1,488.71㎡ございまして、この度取得予定の農地を含めて下限面積の20アールをクリアしますので許可の要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　只今事務局より説明がございました。議案第59号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので、承認といたします。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 　　続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。それでは利用権設定各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　異議なしということで該当委員の退席を求めます。8ページ番号1番から9ページの番号3番までは、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　なしということでございますので、藤井委員に代わります。

(議長 交代)

6番 　　それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の

退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので8ページの番号1番から9ページの番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 8ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆の田、1, 465㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか9ページの番号3番まで、合計致しまして6筆、9, 859㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 それでは続きまして、9ページ番号4番と5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、藤井委員の案件につきまして説明してください。

事務局 9ページ番号4番、〇〇〇〇〇〇の5筆4, 630㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございまして、そのほか番号5番とあわせまして合計8筆、12, 070㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたしました。それでは藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。続きまして10ページ番号6番から8番は17番原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 10ページ番号6番でございます。〇〇〇〇の2筆、2, 928㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号8番まで合計いたしまして7筆、11, 474㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということで異議なしということで、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。

続きまして、11ページ番号9番から12ページ番号13番までは西谷推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは賛成ということで承認されましたので衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。その他の件について事務局説明をお願いします。

事務局 8ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は421,918.06㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、8ページから46ページ記載のとおりでございます。

所有権移転関係は先程の47ページ記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、48ページから53ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、54ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 議案第60号について説明がございました。質疑を求めます。ございませんか。はい、藤井委員。

6番 6番 藤井です。ちょっと聞いてみたいですけども、認定新規就農者と認定農業者との違いを。一緒ですか。

事務局 認定新規就農者は、新規就農で農業を始められて、5年の就農計画を立てられます。それで認定をされた方ということで、新しく農業を始められた方で、将来は認定農業者になっていただくような方です。5年間の就農計画を立てられておられます。

6番 それと、〇〇〇〇〇は代表は〇〇さんなんですか。

事務局 お二人で、代表社員となっているようです。

6番 ここに出とるのは新規で出とるわけですね、新規っていうことは補助金が8,000円、継続は4,000円。それはどういうふうになっていますか。名前変えたら新規で全部8,000円の補助金が出るということ。

事務局 他にも新しい法人に移られるところもあるんですけど、それも新規扱いになります。

6番 もう既に認定農業者になっておられるから。認定農業者っていうのは私らも知っているけど会社だったら1人いればいいんですよね、代表が。合同会社はどうですか。2人が認定農業者ってことですか。

事務局 会社が借りるので、2人が認定農業者というわけではないです。

6番 ちょっと調べてみたら認定農業者というのは、やる気があったらとにかく認定農業者になれるんだということが書いてあるんですけども。去年の5月の合同会社をやって、もう既に認定農業者ってここに書いてあるんですけども、それに経営面積がわずかですが。そしたら今まで〇〇さんがしとられた分はそのまま〇〇さんで、徐々に持って来られるか一遍に持って来られるかわからんですけども。そこらへんの事がなんか納得できんような気がするんですけどどんなもんでしょうか。

議長 過去にもちょっと落ちた方がおられて、内容を聞いたら収支計画を出して家族が食べていく所得がないと認定しないということだったんですけども。これで見るとこれじゃあ認定できんような面積じゃないかと思いますが。どがにだったかいな。この認定は合同会社が認定農業者となるわけだ。個人ではなくて会社が。だから会社自体のある程度収入が、農業所得があって、構成員がある程度食べていく所得がないと認定できんと思うけど。農林課どうですか、説明してください。

農林課 倉吉市のの基準がありまして、年間の所得が一人あたり380万円以上、労働時間が1,800時間になっております。あくまでも5年後の計画を立てていただくという形になっておりまして、現在の所得であったり、時間を満たしていなくても、5年後にその時間や所得の方を達成する見込みであるということであれば、認定させていただいていたりですね。所得自体が達成できない見込み、難しいとしても計画自体が規模を拡大するであったりとか内容を審査しまして、認定させていただいております。審査会の方は随時させていただいております。審査会のメンバーとしては、普及所の所長と営農センター長、農業委員会の事務局長と農林課長という構成員でさせていただいております。以上です。

議長 これに関してご質問、はい。

6番 意味は分ったんですけども、新規で8,000円の補助を受けようとしとなることだったら、変な言い方ですけど2重取りみたいになっちゃわんですか。それでも構わんですか、名前は変えた時点でもうそれは。

事務局 新規か更新かっていうことですかね。

6番 そうです。

事務局 これまでも、個人の方が法人化されたがありますが、法人は別経営体になりますので、新規扱いで取り扱ってます。規模拡大の助成金は、法人で利用権設定した場合は、新規としてさせてもらっております。

今までは、更新と新規は助成金に差がなかったんですけど、途中からこういうことができてしまいました。

6番 分りました。

議 長 他にございませんか。個人から法人に変わった場合は、その法人に新規ということで8,000円を出すようです。ご意見他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認いたします。

議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして55ページ議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたしますが、本件につきましては本日、午前11時より当番委員であります高見委員、小谷委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行っております。その結果を高見委員に報告をお願い致します。

2番 2番 高見です。報告させていただきます。まず1件目の〇〇のところですが、ハウスがありまして、その撤去費用もあり、3万円が妥当ではないかという意見となりました。それと2件目の追加資料の分につきましては小屋があつてハウスがあつて中に道路がありましてこれも3万円ではなかなか難しいですけど、規定どおり3万円ということで問題はないと思いますので報告致します。

議 長 はい、ありがとうございます。まあ、〇〇も80年代くらいまでかな、ハウスが残ってまして、全部解体撤去になります。それから草もかなり大きいのが生えておりまして、3万円ではできないんですけど3万円が上限ですのでやむなく3万円ということにさせていただきました。

〇〇につきましては、これは図面はつきりわからんですけども、真ん中に、上と下の畑の間に道路があつて、奥の方にネギ作つとる方がおります。そこに道がついて道路になっておりまして、あれは畑でしょうよ多分。どがにだろかな、草がぼうぼう生えた道がついておるわけだ。ずっと下って行ってね。今日はネギを収穫しよんなったけど、あれは畑の中を通つとんなるのかなと思つてみたり。これを見れば1枚の畑に見えるんだけど。元々果樹園じゃなかったかな。

藤原推進委員 ここら辺りは芝を増やしてきましたし、白ネギもだんだん増やしてこられていきますので。

議 長 ネギを作ってる人とトラブルがないようにきちんとしてあげないけんでないかと思うです。ここも畑のうちだというような確認をしておきたいなど。藤原委員の方でそれをなんとかそれを調べてもらえますか。

藤原推進委員 今日、〇〇さんは現地の方は来られてないんですね。

議 長 来てません。ちょっと確認してやってください。軽トラックが入るようにず

っと道が付いとるだけ、もし1つの畑だったら全部なるめないけんようになるし。これもほんと3万円じゃ気の毒ですけども、上限3万円ですので仕方がないなというふうに思っております。

只今の遊休農地解消対策事業につきましてご質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 承認の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。

議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議長 続きまして議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮りいたします。

事務局 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてご説明いたします。議案の58ページからでございますが、まずは62ページの方をご覧ください。別段面積の見直しということで62ページにまとめておりますし、63ページに参考ということで関係法令を付けております。62ページに戻っていただいて、農地法第3条における下限面積ですが、都府県では原則50アールですが、実情に応じて別段面積を定めることができるとされております。

別段面積の設定については2つの方法がありまして、1つは農地法施行規則第17条第1項を適用したもので、こちらの考え方は下限面積未満の農業者の数がおおむね40パーセントを下回らない面積を設定することとなっております。もう1つが農地法施行規則第17条第2項を適用した考え方で、遊休農地等が相当程度存在する地域で、新規就農を促進しても支障がない場合。この支障がないというのは周辺農家が農地集積をするにあたって支障がないという意味で、支障がない場合に適当とみとめられる面積となっております。

今回提案させていただくのは、まず1つは空き家に付随する農地について、空き家バンクの登録者から希望がありましたので下限面積を1アールに設定できるかどうか審議していただくものというのと、2つ目が別段面積の設定については毎年設定または修正の必要性について審議することというふうになっておりますので、見直しについて審議していただくものでございます。

まず空き家に付随する農地についてですが、58ページをお願いします。58ページの方の下の方になりますけど、別表2というところに記載しております。この度空き家バンク登録者から申請のあったのが〇〇の3筆で、位置図は59ページのとおりでございます。この3筆を新たに1アールの設定に追加するというものでございます。次に別段面積の見直しということなんですけれども、議案の60ページの方をご覧ください。先ほど言いましたけれども農地法施行規則第17条第1項を適用した考え方で、下限面積未満の農業者の数がおおむね40パーセントを下回らない面積を設定するということになっております。この表の元になる農家戸数と農地面積は2015年センサスの数字を使用しておりますので、昨年とほとんど変わりはありません。この表の真ん中く

らいに現行下限面積と書いてありますけれども、それぞれの地区の現行下限面積が記載してあります。この下限面積以下の農家数がそれぞれの地区の全農家戸数の4割を下回らないというふうに設定をしないといけないんですけれども、この表の網掛けをした部分というのが下限面積以下の農家数を表した範囲になります。この表の右から4列目にそれぞれの地区での現行下限面積以下の割合というのを表しておりますけれども、ほとんどの地区で4割を下回っている数字になっておりまして、この農地法施行規則第17条第1項の考え方でいきますと下限面積を上げないといけないというような状態ですので、この考え方は適用できないというふうになります。

続いて、61ページの方をお願いします。こちらは17条第2項の検討でございますけれども、先程の下限面積以下のものかどうかは関係なくて、ここでは遊休農地がある程度存在するということと、小規模農家が増加することによって農業上の支障がないこととされておりますので、遊休農地がある程度存在することが条件になりますので先程の表とは違って旧村単位でいくつかの地区を設定しております。右から2列目と3列目の方に遊休農地面積と遊休農地面積割合というのを表しておりますけれども、これを見ていただきますとそれぞれの地区である程度遊休農地が存在するというのが確認できると思います。それで今回の見直しについても、現行の倉吉市の別段面積というのは17条第1項の考え方を適用したもので設定されていまして、この度の見直しについても現行面積で変更なしというふうに提案させていただきたいと思います。

議長

何年か前に下限面積の変更をしたことがございます。あんまり大きい下限面積にしているとなかなか農地も売買できないことができてきたもので、各地区下げました。上北条が20アールに下げまして、上井、倉吉は10アールまで下げました。他のところは30、20と下げております。それで、これでいいかということともう1点は〇〇のところの圃場を1アール。空き家バンクに登録してあるもんで、なかなか農地が付いておると空き家も買えない状態が。農家でない人が買うのがなかなか難しいということで、1アールを認めていただければ買えるのではないかということなんです。まあ、一昨年、雲南市にこの件について、研修に行きましたが、あそこの空き家バンクは非常に融通しとってですね、このような下限面積を下げてでも空き家を売らないけないというようなことをやっとするようですので、まあ倉吉もできればそのようにしてですね空き家対策にも協力せないけんじゃないかという観点からこの件は私は非常にいいことではなかろうかと思いました。皆さんのご意見を聞かせていただければと思います。いかがでしょうか。鐵本委員。

9番

9番 鐵本です。琴浦の方もこういう格好をしているということを聞いております。売るもんが出てきたらそういう適用をして住んでいただくようにということをしたらと思います。これでいいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。このような適用をして、今後とも空き家バンクに対策として協力をすればと思います。他にございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、面積要件について賛成されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。そういうことで承認とさせていただきます。

議案第63号 農用地利用配分計画について

議長 それでは議案第63号 農用地利用配分計画について事務局。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、66ページの番号1番から67ページ番号5番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で12筆、13,808㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、68ページから70ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました農用地利用配分計画案について質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。70ページの〇〇さんはこれから農業をしていく方ですか。それから認定農業者になっておられるか、情報ありましたら教えていただきたいと思います。

農林課 〇〇さんは認定新規就農者さんです。

議長 よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、只今の案件につきまして異議なしという農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員異議なしということで承認と致します。

(6) その他

議長 続きまして、別冊のその他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。

事務局 2ページの(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてですが、こちらは倉吉市が発注する工事に伴う一時転用で、仮設道路、資材置場として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下に記載のとおりでございます。3ページ(2)についてはこちらも倉吉市上下水道局が発注する工事で資材置場として使用するものでございます。それから4ページの(3)でございます。こちらは倉吉市が発注する工事で資材置場として使用するものでございます。

5ページの耕作届の受理についてでございます。届出者は〇〇〇の〇〇〇〇、

届出地は〇〇〇の宅地でございます。この土地は元々建物が建っていた土地で、現在は、建物を解体した後に、果樹を植えて畑として管理されておられます。

事務局

6 ページでございます。あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。この度は2件ございました。

6 ページ①は〇〇〇〇さん、〇〇〇の4筆の水田でございます。3月14日まで使用貸借権設定されてますが、その後は作られないということで、格安でも譲りたいということでご相談がございました。

それから7ページ、〇〇〇〇さん。所有者の次男の奥様で、〇〇〇〇〇の前の農地、これを売りたいということでご相談がございました。以上あっせん委員の選任についてよろしくお願ひします。

議 長

まず〇〇〇です。〇〇ですので、山下委員と数馬委員、2人をお願いします。次は〇〇〇、ちょうど郵便局の角の前です。ここら辺までは水が来とると思うけどね。この後ろが水はなかなか、8月に入るとあたらんみたいで大変ですけども。〇〇、河野委員1人でいいですか。

7 番

はい。

議 長

それでは農地等のあっせん活動の状況について、1番から参りたいと思います。山本委員。

山本推進委員

山本です。あそこら辺りで農業やとられる方に話をさせていただいたんですけども、今のところ手一杯だからということでちょっと断られちゃいました。今、探し中です。これからも探してみたいと思いますけれども、なかなかちょっとあそこら辺りは畦が高いもので借り手が少ないですね。そういう状況です。

議 長

はい、分りました。引き続きお願いいたします。2番目、河野委員。

7 番

7番 河野です。〇〇さんの畑と田んぼですけど、畑の方は確認しに行きましたら、木がすごく生えておりましてとても畑という状態ではなくて。本人も長いこと〇〇〇〇の方から来られてなくて、状態を確認してないということで。なかなかそれだったら借り手はないかなあというようなことは言っておられました。田んぼの方は2年ほど前までは借りてもらっていたけれど、水が当たらないので返したいということで、今は借り手が無くなってしまったということです。

何人か声を掛けまして、一応買いたいという希望は出とりますけれども。本人も家がありますし、借りて欲しいという希望がありまして、そのところをちょっと詰めておりませんので、この田んぼのこととか新しく出た〇〇〇の前のところのすとか、地区の人はよく知っておられまして、何人かもうあれが買うではないかとか、あいつに買わしたらいけんとかいろいろ話が出ております。この売買によって村の中でいざこざが起きることがないような形にはしたいと思っております。以上です。

議 長

続いて、早田委員。

1 番 はい、早田です。あっせんの土地はですね6筆あったんですが、そのうちの1つの離れたところにある土地は所有者の方に耕作してもらうことにしまして、後の5つについては、〇〇の認定農業者の方とお話ししまして耕作してもらえるようになりました。以上です。

議 長 はい。4番の〇〇さんの件について。松本委員。

1 4 番 1 4 番 松本です。もう既に契約いたしまして、まあ水が来ない田んぼが開田にあったもんで、ちょっと作ってみていけなかったら他をあたるということで。済みました。

議 長 はい、他には。

事務局 農地の利用状況調査について、9ページの表を付けております。農地パトロールで集計した結果でございます。一番右側の欄に合計が書いてあります。新規の遊休農地は32筆、約4ヘクタールの遊休農地がありまして、解消は11筆で約1.8ヘクタールです。差し引きで合計で543筆の58.8ヘクタールで、若干増えたという結果でした。各地区の合計面積も出ておりますのでご確認ください。

続きまして10ページに「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の案を添付しています。農業委員会等に関する法律が平成28年の4月に施行されて、新しい制度に移った時に各農業委員会が指針を作ることになっております。3年後のの目標を立てるようになっており、今回改選期になりまして新たな目標値を設定するものです。

11ページの上のところは遊休農地の解消目標ということで、この度も解消なり新規がありまして若干増えましたけれども、3年後の遊休農地面積は差し引きで若干減るように50ヘクタールの遊休農地となるように目標面積を定めております。

12ページ、担い手への集積目標ということで、先月の農業委員会でも基本構想の見直しということで、担い手への集積目標というのが立てられております。10年先の目標でしたけれども、それに向けて3年後は約1,500ヘクタールの集積面積が必要だということで、1,500ヘクタールを集積する目標を設定しております。

13ページ上の上のところですけども、新規参入の促進ということで、毎年、5つの経営体、1経営体あたり0.5ヘクタールの集積を目標ということで目標を設定しております。以上が新しい指針の案でございます。

議 長 はい。只今、石賀主幹の方から説明がありましたけれども、何か皆さんの方ではありませんか。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは異議の無い方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、その他。

事務局 来年の農業委員会の会議の日程と当番表、それから農家相談会の日程表をご確認ください。あと、農業委員会だよりが刷りあがりましたのでお配りしております。

議 長 先程の当番表ですけれども現地調査は毎回9時半からになっておりますけれども、状況によって調査行く箇所の数によって時間が遅くなる場合があります。10時とか10時半とかですね、前もって皆さんの方に連絡差し上げます。これはあくまでも予定ということで見えておいてください。

それから農業委員会だよりですね。3ページ目プレゼントコーナー、初めてこれを今回はクイズ方式で載せるようにいたしました。スポンサーは室山商店にお願いしました。大変高価なチップソーでございます。2枚セットを5名様に当たるようにしておりますので、応募してください。よろしくお願ひします。

事務局 それでは農地ナビの操作方法について説明させていただきます。(以下事務局説明)

議 長 こちらからは以上です。皆さんの方で他に何か聞いてみたいことは、はい山田委員どうぞ。

16番 スイカ生産部の方からこれから若い子が土地を増やしたいというときに、なかなかこういう貸し借りの輪に入って来れないということがあって。そういう情報を生産部にもらえんでしょうかというようなことを聞いてごせと言われまして。もう1つは〇〇〇〇でも〇〇〇〇〇〇〇〇とかちょっとそういう作りの違うところの人が入るとったりして、作物がですね同じ作物を作るときにいい作をしならんみたいで虫が飛んできて大変迷惑して困るというようなことは農業委員に言ってええもんかどうかというのをちょっと聞かれたりしまして。どんなもんでしょうか。

議 長 以前から〇〇〇〇〇〇〇〇については、非常に作りの悪いのは当然です。手が入ってない。それで私が前に社長が〇〇から市役所の市長のところに行って懇談したときに産業部長を目の前にして私が言ったのは、もう少し技術を取得して普及所と連携しながらええ物を作んなれと。キャベツ作ってもソフトボールぐらいにしかならん、そんなことで成り立つだかいなど、がつんと言ったことがありますけれども。ハウレンソウ作っても途中で打ち込んだりですね、ずっと私近くに何反も畑作ってますから利用権設定して。ブロッコリーも昨年の秋に1回収穫して、全て打ち込んだりして、ええのがなっとったのに。ちょっと待ちないな、って言ったらなんだいな、いるかいやって。いるわいやって持って帰った後に見たらきれいに打ち込んだりして。そがな状態ですけれどここに持って来てもまともに作ったことがない。まあ収穫をたまにはしとりますけど、ハウレンソウも今もこれぐらい伸びとるんですけど、多分30センチぐらい伸びんと鎌で刈って持って帰らんです。裁断して乾燥させますからね。ですから大きく伸びんとハウレンソウも収穫しません。それでキャベツはキャベツで持って帰って工場で裁断するんですけど、なかなかいいものが作れない。消毒だけはしようるんでないかと思うんですけどね。かといって農業委員がそれを指導

スイカの後作でキャベツ植えておられる人があって、〇〇〇〇の辺ですけど、生の堆肥を捨てとるような状態で、放ったらかしですぐには打ち込めん。ある程度乾燥してから打つような状態だったのですが、キャベツがだんだん育って出荷前になっとなってカラスがつついてえらいことになって。ちょっと見に来いって言われて行ったわいな。たまたま改良区にいったら田倉さんがおられて、いきなり保健所に行ってもあれだけ、とりあえず普及所に言って話してみないってええ指導してもらいましてな。すぐに動いてもらって、その日のうちに話が伝わって早急にしますってことで。とりあえず農業委員の仕事かどうかは別として、頼まれたら動かないけんちゅうのが立場ですけ。

角が立たない程度に、農業委員もどっかで口出さないけんことにならへんかなと。

議 長

いわゆる農業者の代表としてという立場もありますので、農業委員は。ある程度そういう点から見れば注意とかしてもいいんじゃないかなろうかと。以前、酪農家が堆肥をふったまま田んぼ投げとって、臭いがすごくて家の中でごはんも食べれんという苦情があったもんで、早速電話して早く打ち込んでくれといったらすぐ打ち込んでくれましたけど。〇〇〇〇でも、近くでもこういうことがあってですね、ある程度苦情が出ればできれば一言かけていただければというふうに思いますけど。知らん顔ではなくて。草も、苦情がでとるけはよ刈ってあげてな、ぐらい言えばそんなに向こうが怒ったりしならんと思うだけど。迷惑かからんようにしてあげてよ、というような言い方でいいかというふうに思いますので。

それからもう1点ですね、この間も土地改良区の中でも1つあったのが宅地転用ですね。改良区の理事長がここにおられるけど、いわゆる決済金が生じる訳ですね改良区の。農業委員会でもしもわかればすぐ改良区の方に言ってあげないと決済金がだんだん長引いちやうことになるです。前は〇〇の〇〇理事長が言うておりましたけれども、やっぱり連携を保ちたいということになっておりますので、もしその地区でそういうことがあったらご一報を改良区の理事さんにでも教えていただければというふうに思いますので、よろしく願います。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時10分 閉 会 —